

「男女いきいき・元気宣言」 事業者に登録しませんか



大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取り組みを進め、男性も女性もいきいきと働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっているみなさんを、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援しています。



大阪府知事の登録証を発行します

Q 登録すればどんなメリットがありますか？

A 「男女いきいき・元気宣言」事業者として、府のホームページや冊子などを通じて、広く府民に紹介するほか、登録事業者向けの講座や研修など、取り組みの促進に役立つ情報をメールでお知らせします。また、大阪府が提供する登録事業者のシンボルマークを、名刺やホームページ等に使用いただけます。さらに、大阪府提携の融資をご利用いただけます！
「おおさか男女いきいきサポートローン」（商工中金）
「エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー」融資制度（りそな銀行）

Q どのような事業者が登録の対象となりますか？

A 大阪府内に事業所があり、男女がいきいきと働くことができる取り組みを行っている事業者で、かつ、2人以上の女性従業員（うち少なくとも1人は正社員）を雇用している事業者が対象となります。事業者とは、企業、財団・社団法人などをさし、営利、非営利を問いません。

Q どのような取り組みをしている事業者が対象となりますか？

A 主な柱は4つあり、①女性の能力を活用するための取り組み、②男性の育児参加を支援するための取り組み、③仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取り組み、④男女がともに働きやすい職場づくりのための取り組み、となります。①～④のいずれかに取り組んでいる事業者が登録対象となります。取り組みの事例は本誌10ページをご覧ください。

ホームページから応募用紙をダウンロードしていただけます。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/ikiiki2013/index.html>

大阪府 男女いきいき

検索